

5 その他の手続き

(1) 貸付金の返還

- ① 返還期間は、「貸付を受けた期間の3倍に相当する期間」以内とします。
- ② 返還の方法は、月賦、1/4年賦、半年賦、一括のいずれかとなります。
- ③ 「修学資金返還明細書（様式7）」に返還計画を記入の上、県社協へご提出ください。返還計画に基づき、県社協より、「返還計画通知書」が送付されます。
- ④ 返還金は「返還計画通知書」に記載されている県社協の銀行口座に、期日までにお振り込みください。
- ⑤ 返還の期限を過ぎた場合は、年14.5%（平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞利息については、当分の間の措置として、特例基準割合に年7.3%を加算した割合）の延滞利息が加算されます。
- ⑥ 返還が完了した場合は、県社協でお預かりしている「修学資金借用証書（様式6）」をお返しします。

☆ 以下の表に該当する場合は、貸付金の返還対象となります。

事由	対応
貸付を辞退した場合	交付された貸付金の全額返還
養成校等を退学した場合	交付された貸付金の全額返還
養成校等卒業後（資格取得後）1年以内に対象業務に従事しなかった場合	全額返還
県外施設に従事もしくは対象外施設に従事した場合	全額返還
養成校等卒業後、2年以内に国家資格を取得できなかった場合	全額返還
県内の対象施設に従事後、県外施設もしくは対象外施設に転職した場合	県内施設に従事期間により全額または一部返還
県内の対象施設に従事後、対象外職種に転職した場合	対象施設に従事期間により全額または一部返還
県内の対象施設に従事後、県内の対象施設に転職するも、その間、転職に1ヶ月以上の期間を要した場合	従事期間により全額または一部返還
指定した期間内に返還猶予申請を行わなかった場合 ※申請義務を怠ったと判断します。	全額返還
猶予期間終了後に返還免除申請を速やかに行わなかった場合 ※申請義務を怠ったと判断します。	全額返還

※ 返還対象となる場合は、事由により提出していただく書類が異なりますので、県社協修学資金担当にご確認ください。

(2) 一部免除について

返還免除の算定期間となる返還猶予期間中、何らかの理由により該当業務に従事しなくなった場合は、原則、全額返還となりますが、従事した期間により、返還が一部免除となる可能性があります。ただし、借用期間以上の従事期間が必要となります。

一部免除額の算定方法

① 免除の算定期間が5年間の場合

$$\text{借用金額} \times \left(\frac{\text{従事した期間}}{\text{貸付を受けた期間}} \times \frac{2}{5} \right)$$

② 免除の算定期間が3年間（中高年離職者）の場合

$$\text{借用金額} \times \left(\frac{\text{従事した期間}}{\text{貸付を受けた期間}} \times \frac{2}{3} \right)$$

※ 貸付を受けた期間が2年に満たない場合は、「貸付を受けた期間」を2年として計算します。

(3) 住所・氏名等を変更した場合

借受人（修学生）もしくは連帯保証人の住所、氏名等に変更があった場合は、「住所・氏名・勤務先変更届（参考様式3）」に、次の書類を添付して県社協へ提出してください。

住所に変更があった場合：住民票

氏名に変更があった場合：戸籍抄本

住所・氏名ともに変更があった場合：住民票と戸籍抄本の両方

(4) 休学する場合

① 休学する時は、「休学等届（様式5）」を養成校に提出してください。書類は養成校等から県社協へ送付されます。なお、休学の期間内は、貸付が休止となります。

② 復学した時は、「休学等届（様式5）」を養成校に提出し、県社協が復学を確認した後、貸付が再開されます。

(5) 養成校を卒業後、勤務先を変更した場合

勤務先を退職した場合は「業務従事期間証明書（参考様式1）」、勤務先を変更した場合は「業務従事先等変更届（参考様式2）」を県社協へ提出してください。

※ 転職に1ヶ月以上要する場合は、その時点で原則返還となります。

転職や退職を検討している場合は、事前に県社協までご連絡ください。